

## 「第7期南砺市障がい福祉計画（案）」に関する パブリックコメントの結果について

障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供のために必要な数値目標の設定やサービス量を見込み、その提供体制の確保及び円滑な実施に関する「第7期南砺市障がい福祉計画（案）（令和6年度～令和8年度）」について、市民へ情報提供し、市民からの意見を広く収集し、必要に応じて反映していくパブリックコメントを実施したところ、その結果は次のとおりでした。

### 1 募集案件

- ・第7期南砺市障がい福祉計画（案）

### 2 募集期間

- ・令和6年2月9日（金）から2月28日（水）まで 20日間

### 3 閲覧場所

- ・市ホームページ
- ・各市民センター、中央図書館及び地域包括ケアセンターの情報公開コーナー

### 4 ご意見の提出方法

- ・直接持参
- ・電子メール
- ・郵便
- ・ファクシミリ

### 5 提出されたご意見

なし